

住民監査請求（区民アンケート [市民局4]）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和4年5月30日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年6月16日決定）

1 請求の要旨

令和3年度区民アンケート調査業務委託は、委託内容が契約の目的を達成できるものになっておらず、委託費用が支出の目的を達成されないまま支出され、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

この損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、当該職員の財務会計上の行為をとらえて改正前の法第242条の2第1項第4号に基づく損害賠償責任を問うこと（いわゆる代位訴訟）ができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。（最高裁平成4年12月15日判決）

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件委託が目的としているのは、市政改革プラン2.0の終了後、次期計画に掲載されないが、引き続き全区において目標値を設定する指標（以下「本件指標」という。）の把握であるところ、本件指標については、令和3年11月12日付大監第97号において、監査対象所属の説明をもとに、アンケートに回答した区民のうち特定の認識等を有していると回答した区民の割合（以下「アンケートで回答した区民の割合」という。）を指標として設定したことが認定されている。請求人は、この監査対象所属の説明について、根拠が分かる文書が不存在であることを指摘するが、この説明は、本件指標を設定する際の監査対象所属の認識に関わるものであって、根拠が分かる文書が不存在であることは何ら不自然なものではない。

したがって、本件指標は、アンケートで回答した区民の割合であると認められ、本件委託は、これを得るために実施するものと認められることから、目的を達成できないという事実は認められない。

また、請求人は、各区において地域活動協議会を知っている区民が増えているか等が判断できなければ指標になり得ない、経年比較の参考としてもアンケートの結果は現実の区民の状態に関わりなく乱高下しているとして、指標の設定について裁量権を濫用、逸脱している旨主張しているが、これらは財務会計上の行為である本件委託に先行して行われた指標の設定が適切なものになっていないとの摘示である。

この点、上記最高裁平成4年判決のとおり、財務会計上の行為の違法を理由に、職員等にその財務会計上の行為による支出相当額の返還を求めることができるのは、財務会計上の行為に先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られるところ、請求人のこれらの指摘は、原因行為の不当に関するものに限られており、財務会計上の行為の違法性について摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。